

小学校および中学校への就学について

山都町教育委員会では、児童・生徒の住所に基づいて就学する小学校および中学校を指定します。

しかし、諸事情により指定された学校の変更を希望する場合には変更の申し出が可能です。申し出が可能な内容は下記のとおりです。その内容について教育委員会で協議し判断します。変更を希望される場合は、教育委員会学校教育課までお早めにご相談ください。

項目	変更を希望する内容	適用期間	受付期間
居住に関するもの	区域外へ転居し、引き続き転居前の学校へ通学したい場合	学期末日まで (小6・中3の場合、 年度末日まで)	随時
	区域外に居住し、概ね1年以内に区域内に居住をすることが確実な場合	転居までの期間	随時 (売買契約書・賃貸契約書などを添付)
家庭環境によるもの	保護者の就労などにより、下校後保護者が不在で、区域外にある親類の家もしくは、勤務先から通学させることを希望する場合	小学校卒業まで	随時
	保護者が病気療養などにより、区域外の家庭に保護されている場合	必要な期間	随時 (診断書などを添付)
教育的配慮によるもの	特別支援学級へ通学を希望する場合で、区域内に該当する学級がない場合	卒業まで	随時
	就学指定校において、児童生徒の関係で深刻な悩みを持ち、学校における十分な指導にもかかわらず、転校の希望があり、就学校を変更することで当該児童生徒の心的負担の軽減や登校状況が改善されると予測される場合	卒業まで	随時 (校長からの意見書などを添付)
	慢性疾患などにより、長期的定期的に通院治療を必要とするため、病院の最寄りの就学区域外への就学を希望する場合	教育委員会が認めた期間	随時 (診断書などを添付)
	就学指定校が複式学級の可能性があり、近隣の単式学級の学校での教育を希望し、教育委員会が相当であると認めた場合	入学から卒業まで	※希望する場合は、 <u>9月末までに教育委員会へご連絡ください。</u>
	上記の他、児童生徒の具体的な事情に即して、教育委員会が相当であると認めた場合	教育委員会が認めた期間	随時
その他	上記の他、児童生徒の具体的な事情に即して、教育委員会が相当であると認めた場合	教育委員会が認めた期間	随時

問合せ 教育委員会 学校教育課 ☎ 72-0443